**新型コロナウイルス感染症に関する服務の取扱いの変更について（提案）**

令和２年３月３日

**１　提案理由**

令和２年３月１日付けの国通知（新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び令和２年２月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請等を踏まえた服務の取扱い）を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の服務の取扱いについて定める。

**２　服務の取扱い**

**○　当面の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、職務を専念する義務を免除する**ものとする。

※特別職非常勤職員については有給の特別休暇

【対象者】

①　職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

②　新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

**令和２年２月28日から実施の「職務専念義務の免除」については変更なし**

①　検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された場合

②　保健所（帰国者・接触相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことが求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

③　新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため府立学校を臨時休業する場合（教育委員会のみ）

【取得日数】

必要と認める期間又は時間

○　**令和２年２月28日から実施している子の看護休暇（特別休暇）の適用範囲の拡大措置は廃止**とする。

**３　実施日**　　令和２年３月１日に遡って適用

**4　協議期間**　 令和２年３月３日